

令和2年4月10日

イオン健保・加入各社  
人事担当部長 様

イオン健康保険組合  
常務理事 高橋 文幸

日頃より大変お世話になっております。

新型コロナウイルス感染症に関わる緊急事態宣言を踏まえ、厚生労働省保健局より保険者（健康保険組合）及び関係各機関に対して、令和2年4月8日付で特定健康診査及び特定保健指導に関して以下の内容に関する通達が発せられました。

この通達を受けて、イオン健康保険組合の対応としては以下の通りです。

## 1. 特定健康診査

通達では「緊急事態宣言（通達では国が定めた7都府県）が発せられた地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等については、少なくとも緊急事態宣言の期間において、行わないこと（通達文・抜粋）

これに対し、イオン健康保険組合としては、会社が行う労働安全衛生法に基づく定期健康診断の健診項目に40歳以上の被保険者の健診項目に特定健康診査の健診項目をプラスして実施して頂いている現状、特定健康診査のみを中止するという判断は出来かねるので、各社が判断する定期健康診断の実施時期の変更等に委ねる事とします。

尚、健診補助としての「人間ドック等健診受診券」については予定通り5月に発行し、全国の被保険者様に配付させて頂く予定です。

<追記>

被保険者個人が病院等に出向いて受ける人間ドック等についても、緊急事態宣言期間中の受診は極力避けてください。

（ご不明な点についてはイオン健保の保健事業課（043-212-6048）にお問い合わせください）

## 2. 特定保健指導

今期の実施予定（2019年12月までの健診結果を基にした特定保健指導）については、基本的に延期しました。

※ただし、PCやタブレットを活用した遠隔による指導については、予定通り実施させて頂いております。

加入各社様には、何かとご足労をおかけすることになりますが、イオン健保の対応について、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上